

事業者排出量削減報告書

(宛先)京都府知事 報告者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府京田辺市大住西北向13-1	平成28年12月9日 報告者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 大日本パックス京都株式会社 代表取締役 社長 岡田 公房
---	---

主たる業種	段ボール製造業					細分類番号	1	4	3	2								
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					京都府地球温暖化対策条例施行規則												
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで																	
基本方針	平成25年対比原単位年次1%削減																	
計画を推進するための体制	環境推進委員会																	
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率												
	事業活動に伴う排出の量	3,451.9トン	3,476.9トン	3,823.4トン	トン	5.8 パーセント												
	評価の対象となる排出の量	3,440.4トン	3,476.9トン	3,823.4トン	トン	6.1 パーセント												
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	実績に対する自己評価	太陽光発電による電気光電減にもかかわらず、猛暑による生産増、小口即納販品の増加。																
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率											
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産千t/mix)	2.07	2.09	2.09		0.97 パーセント											
		事業活動に伴う排出の量 182,938					パーセント											
重点的に実施する取組の実施状況	実績に対する自己評価	小口即納対応による生産性の低下																
		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考												
		56.0セント	56.0セント	56.0セント	セント													
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	①7/1~9/30の間、関西電力の節電対応																
	(27)年度	フィーダの入替、省エネ化、製品の博物、軽量化の提案販売																
	(28)年度																	
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	駐輪場が駐車場に隣接している為、2台分の駐車場に駐車禁止のシールを貼ったパイロンを各々に置き、空きスペースをつくり、より安全に自転車での出入りをよりしやすく改良を加えた																
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	自転車通勤できる体制をより整えた事で自転車ではないがバイク通勤への切替者が1名増、が7割を占める製造従事者が夜勤交代勤務の為、夜勤時、交通機関が動いておらず、切替しづらいが、更なる改良をして増やしていきたい																
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考													
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン														
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン														
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン														
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン														
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン														
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン														
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	段ボール製品の薄物化による生産時のエネルギー減並びに運送の効率化																	
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。 <table border="1"> <tr> <td>超過削減量</td> <td>第1年度</td> <td>第2年度</td> <td>第3年度</td> </tr> <tr> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> <td>トン</td> </tr> </table>										超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度	トン	トン	トン	トン
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度														
トン	トン	トン	トン															
段ボールは100%に近いリサイクル商品のため、地球にやさしい																		

注1 説明する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。